

## 地域包括支援センター 聖テレジア第2 運営規程

(事業の目的)

第1条 鎌倉市が設置し、社会福祉法人聖テレジア会が受託運営する地域包括支援センター聖テレジア第2（以下、「センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下「包括支援事業」という。）及び指定介護予防事業（以下「予防支援事業」という。）の適切な運営を確保するために必要人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては介護保険制度をはじめとする鎌倉市の介護福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業経営を行う。

2 地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在であり、各地域性の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う。

3 事業の遂行にあたって、保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが地域の保健・医療・福祉各サービス事業所等と緊密な連携を図り、総合かつ効率的なサービスの提供を行う。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 地域包括支援センター 聖テレジア第2

(2) 所在地 〒248-0032 鎌倉市津 602-184

(3) 電話番号 0467-38-6612

(職員の職種、構成及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、構成等は、次のとおりとする。

(兼)記載の職種については、地域包括支援事業及び指定介護予防事業を兼務。

(兼)未記載の職種については、地域包括支援事業専任。

職種	常勤	非常勤	合計
1. 管理者	1 (兼)		1 (兼)
2. 保健師・看護師	1 (兼)		1 (兼)
3. 社会福祉士	1 (兼)		1 (兼)
4. 主任介護支援専門員	1 (兼)		1 (兼)
5. 介護支援専門員	1 (兼)		1 (兼)
6. 地域連携担当 (社会福祉士)	1		1

2 管理者は、事業所職員の管理及びサービス業務の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 時間外については、当センター職員内で携帯電話にて輪番でオンコール対応とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び利用料等)

第6条 介護保険法等の関係法令に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書(介護予防プラン)を作成する。

- 2 当該計画に基づき、適切な介護予防サービスの提供が行われるよう、サービス事業者及び保健・医療・介護・福祉等各種関係機関等と連携を図る。
- 3 定期的な訪問又は電話等により、ご利用者の身体状況及び生活状況を把握し、何らかの状態の変化により生活に支障が生じた場合やご利用者自身からサービス内容等の変更希望があった場合は、速やかにサービス事業者等関係機関へ連絡調整し、計画書の見直し及び変更の手続きを行う。
- 4 その他、要介護認定の代行申請手続きなど随時ご利用者及び介護者の困り事の相談に応じる。
- 5 上記に掲げる指定介護予防支援をした場合の利用料は、厚生労働大臣及び鎌倉市が定める基準によるものとする。

(事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域は、鎌倉山、手広、西鎌倉、津・腰越(1丁目から5丁目を除く)地域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、センターの管理者に報告とする。

(苦情処理)

第9条 指定介護予防支援及び介護予防マネジメントの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、提供した指定介護予防支援及び介護予防マネジメントに関し、介護保険法第23条の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び鎌倉市が行う調査に協力するとともに、鎌倉市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 センターは、提供した指定介護予防支援及び介護予防マネジメントに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って

必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束に関する事項)

第11条 センターは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 センターは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の研修・ハラスメント対策等)

第13条 ケアマネジメント及び相談援助業務等の資質向上を図り、より良い支援につなげられる専門職となる為の研修及び勉強会等の機会を設けることとする。

第14条 職員の就業環境が害されることを防止するため次の各号に掲げる必要な措置を講じる。

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備。
- (2) 被害者への配慮のための取組。  
(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
- (3) 被害防止のための取組。  
(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)

(守秘義務)

第 15 条 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等正当な理由がある時を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らす事はありません。なお、職員が退職した後も同様とする。

2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で用いる事ができることとする。

(その他)

第 16 条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業所の管理者が定めることとする。

附則

- 1 この規定は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- 1 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規定は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- 1 この規定は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 1 この規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 1 この規定は、令和元年 6 月 1 日から施行する。
- 1 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。